高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号）第24条の規定に基づき、高知県小規模鶏舎整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助事業）

第２条　県は、畜産物生産基盤の維持、規模拡大及び強化を図るため、高知県土佐ジロー協会及び高知県土佐はちきん地鶏振興協議会（以下「補助事業者」という。）が行う小規模鶏舎整備事業（以下「補助事業」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費及び補助率）

第３条　補助事業の事業実施主体補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第１号様式による補助金交付申請書を１部知事に提出しなければならない。この場合において、補助事業者は、県税の滞納がない旨を証する納税証明書（県税の納税義務がない場合にあっては、別記第２号様式による申立書）を併せて提出しなければならない。

２　補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第５条　知事は、前条第１項の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該交付の申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。）をするものとする。ただし、当該申請をした者が次のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(１) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。

(２) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

(３) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。

(４) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

(５) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(６) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

(７) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

(８) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

(９) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(11) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納があるとき。

（補助の条件）

第６条　補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号のいずれかに該当すると認められる者を間接補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等県の取扱いに準じて行わなければならない。

２　補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前項の条件を付さなければならない。

３　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならない。

４　補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならない。

５　知事は、前項の規定により、補助事業者が補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

（補助事業の変更等）

第７条　補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第３号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を１部知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(１) 補助金額が増額となる場合

(２) 補助金額を20パーセントを超えて減額する場合

(３) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（補助金の概算払の請求）

第８条　補助事業者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第４号様式による概算払請求書を１部知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し）

第９条　知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が第５条ただし書各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（実績報告等）

第10条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了後30日を経過した日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに別記第５号様式による実績報告書を１部知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の４月15日までに提出しなければならない。

２　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、前項の実績報告書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、第１項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときには、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあっては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を別記第６号様式による消費税仕入控除税額等報告書により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条　知事は、前条第１項の規定による報告を受けた場合は、報告書の書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（関係書類の保管）

第12条　補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、当該書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保管しなければならない。

（グリーン購入）

第13条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第14条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第15条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

１　この要綱は、平成28年６月22日から施行する。

２ この要綱は、令和９年５月31日限り、その効力を失う。ただし、第６条第３項から第５項まで、第９条、第10条第３項、第12条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附則

　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

附則

　　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附則

　　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附則

　　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 高知県小規模鶏舎整備事業費補助金 | |
| １　補助事業者 | 高知県土佐ジロー協会、高知県土佐はちきん地鶏振興協議会 | |
| ２　事業実施主体 | 土佐ジロー及び土佐はちきん地鶏の飼養農家又はこれらを飼養する畜産業新規就農者を含む。ただし、補助事業の執行後５年以上継続して飼養を行うことができると見込まれる者に限る。 | |
| ３　補助対象事業 | 高知県産業振興計画で定めた目標に基づき高知県の地鶏の生産基盤の拡大及び生産流通体制の構築に資するため、次の事業を補助対象とする。  （１）新規就農促進事業・・・畜産業新規就農者又は畜産業新規就農が確実と見込まれる者が行う鶏舎の新築及び既存鶏舎の増改築  （２）規模拡大促進事業・・・飼養羽数の増羽のための鶏舎の新築及び既存鶏舎の増改築  （３）鳥インフルエンザ対策促進事業・・・鳥インフルエンザ対策のための機能強化による鶏舎の整備  （４）機能高度化・省力化促進事業・・・省力化及び生産性向上のための機械設備等の整備 | |
| ４　補助対象経費 | （１）新規就農促進事業及び（２）規模拡大促進事業  建築確認を伴わない１棟当たり200㎡以下の鶏舎建築に係る経費（工事請負等による場合を含む。ただし、200㎡以下であっても、建築確認を要する市街化区域及び市街化調整区域内の鶏舎については補助対象としない。）  （３）鳥インフルエンザ対策促進事業  鳥インフルエンザ対策のための鶏舎放飼場への屋根の設置等、野鳥進入防止対策の整備に係る経費（ただし、網の交換のみの場合は補助対象としない。）  （４）機能高度化・省力化促進事業  　・別紙に示す機械装置の導入  ・鶏舎内環境の改善など機能高度化に資する整備に係る経費  ただし、既存の機械設備の更新は補助対象としない。 | |
| ５　補助金限度額 | 鶏舎１棟当たり 200万円 | |
| ６　補助率 | （１）～（３）２分の１以内  （４）　　　　３分の１以内 | 県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。 |

別紙

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象機械装置 | |
| 機械装置の区分 | 仕様等 |
| 飼料給与関係機械装置 | 自動給餌機、自動給水機、飼料混合機 等 |
| 畜舎温度制御機械装置 | 換気装置、細霧装置、送風装置、冷房装置、暖房装置 等 |
| 畜産物管理・加工  機械装置 | 集卵装置、汚卵洗浄装置、選卵機械装置　等 |

別記

第１号様式（第４条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

　高知県知事　　　　　　　様

住　　　所

団　体　名

代表者氏名

　　 代表者生年月日

令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付申請書

令和　　年度において高知県小規模鶏舎整備事業を下記のとおり実施したいので、高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱第４条第１項の規定により、補助金　　　　　　　円を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の目的

２　添付書類

（１）事業実施計画（別紙１）

（２）事業実施計画に係る実施位置図及び施工図

（３）事業実施計画に係る見積書の写し

（４）県税の滞納がない旨を証する納税証明書（納税義務がない場合は、そのことの申立書（第２号様式））

（５）税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼同意書（別紙２）

３　経費の配分及び負担区分

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 補助事業に要する 経費(A)+(B) | 負　担　区　分 | | 備考 |
| 県補助金(A) | その他(B) |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 | 円 | 円 | 円 |  |

４　事業完了（予定）年月日

年　　月　　日

第２号様式（第４条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　号

令和　年　月　日

高知県知事　　　　　　　様

所在地

名称

代表者職・氏名（自署）

高知県税の納税義務がない旨の申立書

高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱第４条の規定により、下記のとおり申し立てます。

記

高知県に納付すべき高知県税の納税義務はありません。第３号様式（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

　高知県知事　　　　　　　様

住　　　所

団　体　名

代表者氏名

　　　代表者生年月日

令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業費補助金

変更（中止・廃止）承認申請書

　　　　年　　月　　日付け高知県指令　　高知畜産第　　　　号で補助金の交付の決定通知がありました令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業の実施について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱第７条の規定により承認されたく申請します。

記

（注）　記の記入要領は、別記第１号様式の記に準じます。この場合において、同様式中「事業の目的」を変更（中止・廃止）理由と書き換え、変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記入してください。 また、添付書類については、補助金交付申請書に添えたものに変更がある場合のみ添えてください。

第４号様式（第８条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

　高知県知事　　　　　　　様

住　　　所

団　体　名

代表者氏名

　　 　　　代表者生年月日

令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業費補助金概算払請求書

　　　年　　月　　日付け高知県指令　高知畜産第　　　号で（変更）交付の決定通知がありました令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業費補助金について、下記により金　　　　　　　　円を概算払により交付されたく、高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱第８条の規定により請求します。

記

１　概算払請求額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円、％）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　費 | 交付決定額① | 概算払請求額② | ②／①×100 |
|  |  |  |  |

２　概算払請求理由

３　振込先金融機関名、預金種目、口座番号及び口座名

第５号様式（第10条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

　高知県知事　　　　　　　様

住　　　所

団　体　名

代表者氏名

　　　代表者生年月日

令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業費補助金実績報告書

　　　年　　月　　日付け高知県指令　高知畜産第　　　号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業について、下記のとおり実施しましたので、高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱第10条第１項の規定により、その実績を報告します。

記

１　事業の成果

２　添付書類

　（１）事業実施実績（別紙１）

　（２）事業実施実績に係る領収書の写し

　（３）写真（施工前及び完成時のもの）

３　経費の配分及び負担区分

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 補助事業に要する 経費(A)+(B) | 負 　担 　区 　分 | | 備考 |
| 県補助金(A) | その他(B) |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
| 計 | 円 | 円 | 円 |  |

４　事業完了年月日

　　　　年　　月　　日

５　振込先金融機関名、預金種目、口座番号及び口座名

第６号様式（第10条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

　高知県知事　　　　　　　様

住　　　所

団　体　名

代表者氏名

　 　　　代表者生年月日

令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業費補助金

に係る消費税仕入控除税額等報告書

　　　年　　月　　日付け高知県指令　高知畜産第　　　号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました令和　　年度高知県小規模鶏舎整備事業について、高知県小規模鶏舎整備事業費補助金交付要綱第10条第３項の規定により報告します。

記

補助金の額の確定

|  |  |
| --- | --- |
| 高知県補助金等交付規則第12条の規定による  補助金の確定額 | 円 |
| 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 円 |
| 消費税及び地方消費税の申告により確定した 消費税仕入控除税額等 | 円 |
| 補助金返還相当額 | 円 |

（注）　報告内容に関する参考資料を添えてください。